



経理の窓 5月号

平成24年5月1日号

ゴールデンウィーク、強い日差しに気がつけば立夏、庭にはすずらんが咲きました。

今月の税務

法人税
地方税

：
：

3月決算法人の確定申告と納付
自動車税の納付

帳簿書類等の保存期間について

法人税法施行規則により、法人は、帳簿および書類をその事業年度の提出期限から7年間保存しなければならないことになっています。

『帳簿』とは、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など取引を記録したものを指します。

『書類』とは、棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書、請求書など、取引に関して作成または受領したものを指します。

会社法の規定では、株式会社は、会計帳簿の閉鎖のときから10年間、その会計帳簿および事業に関する重要な資料を保存しなければならないこととされています。

平成23年度税制改正で欠損金繰越控除の期間が9年間に延長されました。その間の帳簿書類の保存が、適用要件とされています。

《 保存方法 》

紙での帳簿や書類等の保存は、場所をとりますが、簡単で、確実な方法の一つと思います。

パソコンの耐用年数は4年、会計ソフトや税務ソフトは、毎年バージョンアップします。

XPで使っていたソフトが、64ビットのWindows7では、使用できないという事もよくあります。ある会計事務所さまでは、申告書等作成した書類は、PDFファイルにしてデータでも保存しているそうです。書類のPDF化も一つの方法です。

データでの保存は、万が一に備えてのバックアップはもちろん、閲覧や印刷ができるようにしておく事が大切です。税務調査のときには、電子帳簿保存法による承認を受けていない場合は、帳簿や書類は、作成（印刷）したものや受領したものを用意することとなります。

マイクロフィルムによる保存やスキャナ保存制度もありますが、手間や設備を考慮すると、小規模の事業者には、簡便でないように思います。



消費税の用語解説

4月号で、平成23年度の消費税の改正についてお知らせしました。用語についてまとめます。課税売上割合は、仕入税額控除の計算をするときに使用されます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高} + \text{免税売上高} - \text{対価の返還等}}{\text{課税売上高} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高} - \text{対価の返還等}}$$

取引の区分けが肝要となります。非課税取引と不課税取引は、違いがあります。

《 区 分 》

- 課税取引** : 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲与及び貸付け、並びに役務の提供で、非課税及び免税以外の取引をいいます。
- 非課税取引** : 国内における資産の譲渡等に該当しますが、消費税の性格から課税対象になじまないもの及び社会的政策上の配慮に基づき、消費税を課さない取引をいいます。
- ①課税売上、課税仕入のいずれにも該当しません。
 - ②仕入税額控除を個別対応方式により計算する場合には、非課税売上にのみ対応する課税仕入は、税額控除をすることができません。
 - ③課税売上割合の計算上、非課税売上は分母のみ算入します。
- 免税取引** : 事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、その消費地が国外でありかつ一定の要件を満たすもので、消費税が免除されることとなるものをいいます。
- ①課税売上に該当しますが、税率は0%です。基準期間における課税売上高及び課税売上割合の計算上分母、分子に免税売上高は算入されます。
 - ②消費税が0%課税なので、課税仕入に該当しません。
 - ③仕入税額控除を個別対応方式により計算する場合には、免税売上にのみ要する課税仕入は、全額控除できます。
- 対象外取引** : 国外取引や国内における資産の譲渡等に該当せず、消費税法の適用除外となる取引をいいます。
- 不課税取引** : 消費税の適用の対象にならない取引をいいます。
- ①課税売上割合の計算上、分母にも分子にも算入しません。
 - ②国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄付や単なる贈与、出資に対する配当などが該当します。

.....

《非課税取引》 ①土地の譲渡、貸付など ②社債、株式等の譲渡、支払手段の譲渡 ③利子、保証料、保険料など ④郵便切手、印紙などの譲渡 ⑥住民票等の行政手数料 ⑦外国為替業務、外国為替など ⑧社会保険医療など ⑨一定の社会福祉事業など ⑩助産に係る資産の譲渡 ⑪埋葬料及び火葬料など ⑫一定の身体障害者用物品の譲渡など ⑬一定の学校の授業料など ⑭教科用図書の譲渡 ⑮住宅の貸付 ⑯裁判所の執行官又は公証人の手数料